紛失届出

外　務　大　臣　殿　　令和　　年　　月　　日届出

在　　大使　総領事　殿

この届出書の記載は事実に相違なく、旅券法第17条第１項の規定により届け出ます。また、同法第18条第１項第6号の規定により、上記に記載された旅券が失効することに異議はありません。

旅券名義人署名　　法定代理人(親権者、後見人など)署名

（署名は必ず本人が戸籍に記載のとおり、かい書体で行ってください（署名が困難な場合を除く）。また、申請者が未成年者又は成年被後見人の場合は、法定代理人の署名も併せて必要です。なお、署名が困難な場合であって、法定代理人でない者が記名する場合には、その者の氏名も記名してください。本人確認のために印鑑登録証明書を使用する場合には、実印の押印が必要です。）

注意事項

1．この書類には、紛失又は焼失を立証する書類を添付してください。
2．この届出書は、紛失(焼失)旅券を失効させ、当該旅券の不正使用等を防止するものです。上記に記載された旅券は、外務省又は在外公館において失効処理がなされた後、当該旅券の旅券番号、発行年月日、失効年月日が官報に掲載され、かつ、海外の関係当局に通知されるため、後日当該旅券が発見されても使用することはできません。

提出書類　☐警察盗難届出立証書　☐遺失物届出立証書　☐罹災証明　☐その他（　　）

本人確認欄

(1点でよい書類)
- ☐日本国旅券
- ☐運転免許証
- ☐個人番号カード
- ☐船員手帳
- ☐海技免状
- ☐猟銃等所持許可証
- ☐戦傷病者手帳
- ☐宅建取引士証
- ☐電気工事士免状
- ☐無線従事者免許証
- ☐官公庁職員身分証明書
- ☐身体障害者手帳（偽造防止、写真付き）

(2点必要な書類)
- ☐健康保険証
- ☐国民健康保険証
- ☐船員保険証
- ☐共済組合員証
- ☐年金証書等
- ☐介護保険証
- ☐印鑑登録証明書及び実印
- ☐後期高齢者医療被保険者証
- ☐その他写真付きの身分証明書（学生証、社員証、公的な資格証明書など）
- ☐一時帰国者

官公庁記載欄

☐本人　☐代理

（令和元年五月改正）

用紙の大きさはA4又はレターサイズ